

奈良市子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 3 月 28 日条例第 12 号)

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。次条において「認定こども園法」という。）第 25 条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、奈良市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 認定こども園法第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、本市の子ども・子育て支援に関する重要事項について調査審議すること。

2 会議は、前項第 3 号に規定する重要事項に関し市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、会議に臨時委員若干人を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、子ども未来部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

子ども・子育て会議の委員	日額 10,000円
--------------	---------------

附 則（平成26年10月3日条例第33号）

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。次項において「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正法附則第9条の規定による改正法の施行の日前においても行うことができる行為に関する事項については、この条例の施行の日前においても、この条例の規定の例により、奈良市子ども・子育て会議において調査審議を行うことができる。

奈良市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略、カナ順)

	氏 名	所属 ・ 役職名等	備 考
1	オオガタ ミカ 大方 美香	大阪総合保育大学児童保育学部 教授	会長
2	岡田 カズヒロ 岡田 和夫	奈良市PTA連合会 会長	
3	岡本 サトコ 岡本 聡子	NPO法人ふらっとスペース金剛 代表理事	
4	カメモト カズヤ 亀本 和也	奈良市保育園保護者会連絡協議会 副会長	
5	キタカミ ミツノ 北岡 光代	公募委員	
6	クリモト キョウコ 栗本 恭子	公募委員	
7	シバタ ハルコ 柴田 春子	奈良市私立幼稚園協会 副会長	
8	スギヤマ トキヨ 杉山 時期子	奈良県私立幼稚園PTA連合会	
9	タケムラ タケン 竹村 健	奈良市自治連合会	
10	ハマダ シンジ 浜田 進士	NPO法人子どもの権利条約総合研究所関西事務所 所長	副会長
11	フジモト タカシ 藤本 宣史	奈良市保育会 会長	
12	ヨコオ ノリオ 横尾 典男	株式会社平井真美館 総務課長	
13	ヨコヤマ マキヨ 横山 真貴子	奈良教育大学教育学部 教授	
14	ワダ ヒロアキ 和田 憲明	NPO法人ファザーリング・ジャパン関西 副理事長	

平成27年4月30日 現在

奈良市幼保再編実施計画の 再編優先エリア実施方針について

— 再編を次のステップへ進めます —

① [市立幼保施設の再編について]	1
② [再編優先エリアについて]	1
③ [幼稚園と保育園が一体化したこども園とは]	1
④ [幼保再編によるこども園移行方針について]	2
⑤ [市立幼保施設の再編方式について]	4
⑥ [市立幼保施設の民営化についての基本的な考え方について]	4
⑦ [保育料について]	4
⑧ [市立幼稚園における園児募集停止等基準について]	5
⑨ [園児募集停止等基準該当園について]	5

平成27年3月

子ども未来部子ども政策課

① [市立幼保施設の再編について]

本市では、増加・多様化する保育ニーズに的確に対応していくため、少子化及び厳しい財政状況下において、安定的・継続的に保育ニーズに沿った質の高い教育・保育を提供していくことをめざしています。その取組の中核を担うものとして、「奈良市幼保再編基本計画・実施計画」に基づき、民間活力を最大限に活用するとともに、市立幼稚園と市立保育所を再編し一体化することで幼保連携型認定こども園（市立こども園）への移行を計画的に進めています。つきましては、平成26年度末をもって再編モデルエリアの取組が完了したことを受け、再編を次のステップへ進めていきます。

② [再編優先エリアについて]

過小規模（総園児数30名未満）となる市立幼稚園のあるエリア等を再編優先エリアとして、計画的に取組を進めていきます。なお、これまでの再編モデルエリアの取組や実施計画策定当初よりも市立幼稚園の過小規模化が加速的に進んでいること（平成27年度市立幼稚園園児募集の結果）を総合的に勘案し、計画内容の見直しを行っています。

③ [幼稚園と保育園が一体化したこども園とは]

平成27年4月から“富雄南、都祁、左京、都跡、青和、帯解、月ヶ瀬”の7園で“市立こども園”（幼保連携型認定こども園）が運営開始します。



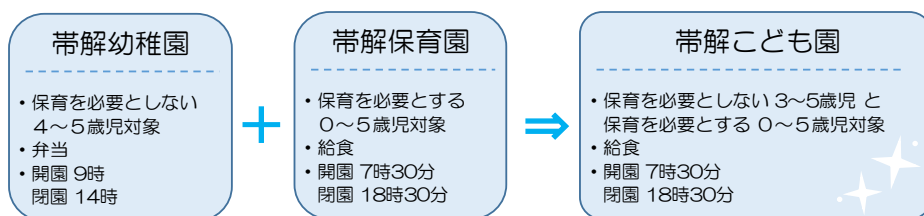
市民ニーズに対応した施設、それが“こども園”です！

市立幼稚園と市立保育所のそれぞれの良いところを活かしながら、その両方の役割を果たすことができる就学前の子どもの施設が“こども園”です。

こども園では、子ども達が保護者の就労状況等に関係なく利用でき、また、育ち合い、学び合い、仲間づくりの面でそれぞれの年齢に応じた適切な集団規模での教育・保育が実施できる環境を整備し、保護者が望まれる質の高い教育・保育を総合的に提供していきます。



[帯解こども園の場合]



対応しました！

- ① 老朽化した施設を改築
- ② 保育園児保護者からのニーズに応え駐車場を整備
- ③ 幼稚園児保護者からのニーズに応え3歳児保育、給食や預かり保育を開始



開園時間を延長します！

“富雄南、左京、都跡、青和”については、こども園への移行に際し、開園時間を午前7時30分から午後6時30分までに延長し、働いている保護者等にも利用しやすくします。



入園していなくても親子で利用できます！

地域の子育て支援の拠点として、通園している子どもだけではなく、地域の子育て中の親子の居場所や仲間づくり、子育て相談、情報提供などの様々な子育て支援を実施しています。

180組を超える
親子が登録する
園も!!

④ [幼保再編によるこども園移行方針について]

再編に向けたスケジュールや施設の活用方法等の詳細については、関係保護者や地域の方々に説明会を開催するなど、きめ細かな説明を行っていきます。なお、各こども園の開園時期は、工事の進捗状況等により変更になる場合があります。

また、市立幼保施設の再編内容は各エリア単位で記載していますが、私立園も含め、本市には小学校のような園区の設定はありませんので、例えば通勤時に便利なエリアなどを希望して申し込むことなどができます（どちらの施設にも定員はあります）。

🌸 表記について

[運営主体]

-  奈良市が運営する施設
-  学校法人や社会福祉法人が運営する施設

[運営形態]

-  幼保連携型認定こども園
-  認可幼稚園
-  認可保育所

運営主体	運営形態	施設名称	[移行予定]	運営主体	運営形態	活用園舎	対象	方針内容
		鼓阪北	➡ H30年4月			若草 保育園舎	0～5 歳児	鼓阪北幼と若草保を再編し、一体化することで市立こども園へ移行
		若草						
運営主体	運営形態	施設名称	[移行予定]	運営主体	運営形態	活用園舎	対象	方針内容
		右京	➡ H29年4月			神功 保育園舎 神功 幼稚園舎	0～5 歳児	右京幼、神功幼、神功保を再編し、一体化することで市立こども園へ移行
		神功						
		神功						
運営主体	運営形態	施設名称	[移行予定]	運営主体	運営形態	活用園舎	対象	方針内容
		朱雀	➡ H30年4月			朱雀 保育園舎	0～5 歳児	朱雀幼と朱雀保を再編し、一体化することで市立こども園へ移行 朱雀幼稚園舎の分園としての活用を検討
		朱雀						
運営主体	運営形態	施設名称	[移行予定]	運営主体	運営形態	活用園舎	対象	方針内容
		東登美ヶ丘	➡ H30年4月			東登美ヶ丘 幼稚園舎	3～5 歳児	登美ヶ丘地域をメインエリアとした子ども・子育て支援の拠点施設として、こども園へ移行

※ 登美ヶ丘周辺地域の市立幼保施設の状況から、再編対象施設を拡大する場合があります。

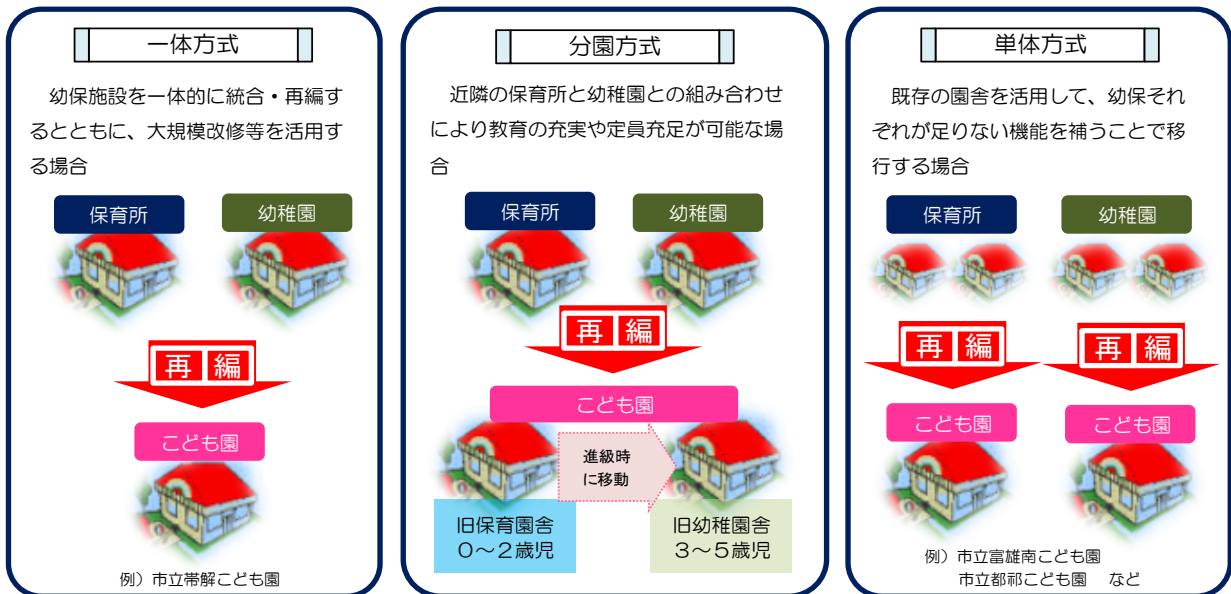
運営 主体	運営 形態	施設名称	[移行予定]	運営 主体	運営 形態	活用園舎	対象	方針内容
市	幼	鶴舞	➡ H29年4月	私	こ	鶴舞 幼稚園舎	0～5 歳児	民間活力を活用し、私立幼保連携 型認定こども園へ移行
運営 主体	運営 形態	施設名称	[移行予定]	運営 主体	運営 形態	活用園舎	対象	方針内容
市	幼	辰市	➡ H29年4月	市	こ	既存園舎	0～5 歳児	辰市幼と辰市保を再編し、一体化す ることで市立こども園へ移行
市	保	辰市						
運営 主体	運営 形態	施設名称	[移行予定]	運営 主体	運営 形態	活用園舎	対象	方針内容
市	保	高円	➡ H29年4月	市	こ	高円 保育園舎	0～5 歳児	高円保、東市幼を再編し、一体化す ることで市立こども園へ移行
市	幼	東市						
運営 主体	運営 形態	施設名称	[移行予定]	運営 主体	運営 形態	活用園舎	対象	方針内容
市	保	柳生	➡ H28年4月	市	こ	柳生 保育園舎	1～5 歳児	柳生保と大柳生幼を再編し、一体化 することで市立こども園へ移行
市	幼	大柳生						
市	保	布目	➡ H28年4月	市	こ	布目 保育園舎	0～5 歳児	布目保と田原幼を再編し、一体化す ることで市立こども園へ移行
市	幼	田原	➡ H29年4月					なお、田原幼は平成29年度から移行
運営 主体	運営 形態	施設名称	[移行予定]	運営 主体	運営 形態	活用園舎	対象	方針内容
市	保	京西	➡ H29年4月	市	こ	京西 保育園舎	0～5 歳児	京西保と六条幼を再編し、一体化す ることで市立こども園へ移行
市	幼	六条						

その他市立幼保施設の再編について

さらなる再編方針についても園児数や施設の状況等を総合的に勘案し、平成27年6月中を目途に市民の皆様にお知らせできるように調整を進めていきます。

⑤ 「市立幼保施設の再編方式について」

各幼保施設の再編による「こども園」への移行については、例えば次のような方式を活用しながら実施していきます。また、再編後の各施設は、地域の実情等に応じて0～5歳児対象の施設や3～5歳児対象の施設などとなります。



⑥ 「市立幼保施設の民営化についての基本的な考え方について」

奈良市幼保再編実施計画に基づき、「市立幼保施設の民営化についての基本的な考え方」を平成27年3月に策定しました。

本考え方をもとに、民間活力を最大限に活用し、市直営では迅速な実現が難しい園独自の保育ニーズに添ったサービス展開をめざします（例えば、午後8時までの開園や特色ある保育環境の整備など）。

⑦ 「保育料について」

次のとおり、こども園に移行したことで保育料が変わることはありません。

ただし、平成27年4月にスタートする国の「子ども・子育て支援新制度」に基づき、就学前の子どもの施設の保育料の考え方が変わります。平成27年4月現在の各施設保育料の考え方は次のとおりです。

〔新制度：3号認定〕			〔新制度：2号認定〕			〔新制度：1号認定〕			〔私立幼稚園〕		
運営主体	運営形態	内容	運営主体	運営形態	内容	運営主体	運営形態	内容	運営主体	運営形態	内容
市	保	保育園的な利用の0～2歳児は、同一保育料金表により算定 父母の所得に応じた負担	市	保	保育園的な利用の3～5歳児は、同一保育料金表により算定 父母の所得に応じた負担	市	幼	幼稚園的な利用の3～5歳児は、同一保育料金表により算定 父母の所得に応じた負担	私	幼	各園独自の設定
私	保		私	保		市	こ				
市	こ		市	こ		私	こ				
私	こ		私	こ							

➤ 新制度による料金体系ではない場合、「幼稚園就園奨励費」として、一旦保育料を支払った後に所得に応じた補助額をキャッシュバックする制度があります。

※ 平成27年度は新たな保育料に対する移行措置があります。
※ その他（給食費等）実費負担が発生する場合があります。

※ 私立幼稚園が今後新制度の料金体系へ移行する可能性があります。

⑧ [市立幼稚園における園児募集停止等基準について]

本基準は、市立幼保施設の再編を推進することを目的に平成26年10月に新たに制定しました。園児募集の結果、2年保育（4歳）の園児の応募が15名未満で、かつ翌年度の在園予定園児数（4、5歳の合計）が30名未満となる園については、翌年度における募集分から園児募集を停止することとしています。なお、統合再編等により特別の事情があると認める場合は、この限りではありません。

⑨ [園児募集停止等基準該当園について]

平成27年4月入園分園児募集の結果、上記基準に該当した市立幼稚園の園児募集方針については、次のとおりとします。

なお、幼保再編に期間を要する園については、スムーズなこども園への移行を図るため、一定条件のもと園児募集を継続することとしています。

施設名	H27年4月見込			（H26年5月 現在総園児）	今後の市立幼稚園としての園児募集方針
	4歳児	5歳児	計		
鼓阪北幼稚園	2	11	13	（ 13 ）	H29年4月入園分まで園児募集を継続します。但し、こども園へ移行するH30年4月には園舎が変わります。
右京幼稚園	4	8	12	（ 24 ）	H28年4月入園分まで園児募集を継続します。但し、こども園へ移行するH29年4月には園舎が変わります。
神功幼稚園	7	13	20	（ 25 ）	H28年4月入園分まで園児募集を継続します。但し、H29年4月からこども園へ移行します（分園方式を検討）。
朱雀幼稚園	10	13	23	（ 29 ）	H29年4月入園分まで園児募集を継続します。但し、H30年4月からこども園へ移行します（分園方式等を検討）。
東登美ヶ丘幼稚園	10	15	25	（ 40 ）	H29年4月入園分まで園児募集を継続します。但し、H30年4月からこども園へ移行します。
鶴舞幼稚園	10	10	20	（ 21 ）	H28年4月入園分まで園児募集を継続します。但し、H29年4月から私立認定こども園へ移行します。
辰市幼稚園	13	15	28	（ 26 ）	H28年4月入園分まで園児募集を継続します。但し、こども園へ移行するH29年4月には園舎が変わることがあります。
東市幼稚園	6	3	9	（ 13 ）	H28年4月入園分まで園児募集を継続します。但し、こども園へ移行するH29年4月には園舎が変わります。
大柳生幼稚園	0	0	0	（ 3 ）	H27年4月から休園し、今後の園児募集を停止します。
田原幼稚園	3	3	6	（ 5 ）	H28年4月から布目保育園がこども園へ移行することを受け、今後の園児募集を停止します。

奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく子どものための教育・保育給付（法附則第6条第1項の規定による保育費用の支払を含む。）に係る支給認定保護者又は扶養義務者が負担すべき費用（以下「利用者負担額」という。）その他市が設置する特定教育・保育施設の利用料等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(利用者負担額)

第3条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額は、それぞれ当該規定の政令で定める額を限度として、規則で定める。

2 法附則第6条第4項に規定する額は、規則で定める。

(利用者負担額の徴収)

第4条 市長は、市が設置する特定教育・保育施設又は市が実施する特定地域型保育事業において、子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を受けた支給認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者から、前条第1項に定める額を徴収する。

2 市長は、法附則第6条第4項の規定により、同条第1項に規定する特定保育所から保育を受けた保育認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者から前条第2項に定める額を徴収する。

(延長保育)

第5条 市長は、市が設置する特定教育・保育施設において、規則に定めるところにより実施する延長保育を受けた支給認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者から規則に定める延長保育の利用料を徴収する。

(一時預かり)

第6条 市長は、市が設置する特定教育・保育施設において、規則に定めるところにより実施する一時預かりを受けた支給認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者から規則

に定める一時預かりの利用料を徴収する。

(利用者負担額の減免)

第7条 市長は、支給認定保護者又は扶養義務者が失業、疾病等により利用者負担額の支払が困難と認めるときその他特に必要と認めるときは、第4条の規定により徴収すべき利用者負担額を減免することができる。

(利用者負担額の不還付)

第8条 第4条の規定により徴収した利用者負担額は還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(法附則第9条第1項の適用がある間の利用者負担額の経過措置)

2 法附則第9条第1項の適用を受ける間、同項第1号イ、第2号イ(1)及びロ(1)並びに第3号イ(1)及びロ(1)に規定する支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額は、それぞれ当該規定の政令で定める額を限度として、規則で定める。

(奈良市保育の実施に関する条例の廃止)

3 奈良市保育の実施に関する条例(昭和62年奈良市条例第4号)は、廃止する。

(奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する条例の一部改正)

4 奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する条例(昭和61年奈良市条例第9号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市立高等学校における授業料等に関する条例

第1条中「及び幼稚園」を削る。

第2条第1項中「(幼稚園にあつては、保育料。以下同じ。)」及び「(幼稚園にあつては、入園料。以下同じ。)」を削り、同項の表幼稚園の項を削り、同条第3項各号列記以外の部分中「又は在園」を削り、同項第1号中「又は入園」を削り、同項第2号中「若しくは休学又は退園(転園を含む。)若しくは休園」を「又は休学」に改める。

第3条第3項中「又は入園」を削る。

別表の2の表を削る。

(奈良市保育の実施に関する条例の廃止及び奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 附則第3項の規定による廃止前の奈良市保育の実施に関する条例の規定により徴収すべき保育料、教育保育料及び預かり保育料並びに前項の規定による改正前の奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する条例の規定により徴収すべき保育料については、なお従前の例による。

教育標準時間認定子ども（１号認定）の利用者負担額



単位：円

市の階層区分		平成27年度						平成28年度		平成29年度以降
		市立（経過措置１）						市立（経過措置２）	私立（本格実施）	市立・私立（本格実施）
		在園児			新入園児 （認定こども園３歳児・幼稚園４歳児）			私立認定こども園・新制度に移行する私立幼稚園	私立認定こども園・新制度に移行する私立幼稚園	市立施設及び私立認定こども園・新制度に移行する私立幼稚園
		第１子	第２子	第３子以降	第１子	第２子	第３子以降			
A	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B1	市民税非課税世帯（ひとり親等）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B2	市民税非課税世帯	2,800	1,400	0	3,000	1,500	0	2,100	2,100	2,100
C1	所得割額 48,600円未満（ひとり親等）	6,300	6,300	0	6,500	6,500	0	4,700	4,700	4,700
C2	所得割額 48,600円未満	6,300	6,300	0	6,500	6,500	0	5,200	5,200	5,200
D1-1	所得割額 67,000円未満（ひとり親等）	6,300	6,300	0	6,500	6,500	0	6,400	6,300	6,400
D1-2	所得割額 67,000円未満	6,300	6,300	0	6,500	6,500	0	6,900	6,600	6,900
D2-1	所得割額 77,100円未満（ひとり親等）	6,300	6,300	0	6,500	6,500	0	6,900	6,600	6,900
D2-2	所得割額 77,100円未満	6,300	6,300	0	6,500	6,500	0	7,400	6,900	7,400
D3	所得割額 97,000円未満	6,300	6,300	0	6,500	6,500	0	8,700	7,500	8,700
D4	所得割額 133,000円未満	6,300	6,300	0	6,500	6,500	0	10,000	8,200	10,000
D5	所得割額 169,000円未満	6,300	6,300	0	6,500	6,500	0	11,300	8,800	11,300
D6	所得割額 211,200円未満	6,300	6,300	0	6,500	6,500	0	12,600	9,500	12,600
D7	所得割額 301,000円未満	6,300	6,300	0	6,500	6,500	0	14,700	10,500	14,700
D8	所得割額 397,000円未満	6,300	6,300	0	6,500	6,500	0	16,800	11,600	16,800
D9	所得割額 397,000円以上	6,300	6,300	0	6,500	6,500	0	18,900	12,600	18,900
※ひとり親等とは、母子・父子世帯、在宅障害児（者）のいる世帯等に該当する場合です。 ※B階層には、市町村民税所得割非課税世帯を含みます。		※市立幼稚園（４歳児）及び市立認定こども園（３歳児）については、現行の入園料相当額を月額保育料に上乗せしています。 ※【多子軽減（３歳児～小学校３年生）について】 平成２６年度市立幼稚園就園奨励費減免制度を準用します。						※【多子軽減について】小学校３年以下の範囲において、最年長の子どもから順に２人目は上記の半額、３人目以降は０円とします（ただし小学校就学前の子どもについては、就園又は事業を利用していることが必要です）。		

単位：円

市の階層区分		平成27年度						平成28年度以降			
		2号認定（3歳）		2号認定（4歳以上）		3号認定（0～2歳）		2号認定（3歳以上）		3号認定（0～2歳）	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B1	市民税非課税世帯（ひとり親等）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B2	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	2,300	2,300	3,800	3,700
C1	所得割額 48,600円未満 （ひとり親等）	5,000	4,900	5,000	4,900	7,000	6,900	5,000	4,900	7,000	6,900
C2	所得割額 48,600円未満							5,500	5,400	8,000	7,900
D1	所得割額 67,000円未満	8,800	8,700	8,800	8,700	12,100	11,900	9,300	9,100	12,500	12,300
D2	所得割額 77,100円未満	15,500	15,200	15,500	15,200	19,900	19,600	14,500	14,300	20,000	19,700
D3	所得割額 97,000円未満							16,000	15,700	22,000	21,600
D4	所得割額 133,000円未満	17,700	17,400	17,700	17,400	28,700	28,200	18,500	18,200	30,500	30,000
D5	所得割額 169,000円未満	19,900	19,600	19,900	19,600	38,600	37,900	21,000	20,600	39,800	39,100
D6	所得割額 211,200円未満	24,300	23,900	22,100	21,700	47,500	46,700	23,300	22,900	46,800	46,000
D7	所得割額 301,000円未満							24,000	23,600	52,300	51,400
D8	所得割額 397,000円未満	26,500	26,000	24,300	23,900	53,000	52,100	26,000	25,600	58,300	57,300
D9	所得割額 397,000円以上	28,700	28,200	25,400	25,000	58,000	57,000	28,000	27,500	64,800	63,700
※ひとり親等とは、母子・父子世帯、在宅障害児（者）のいる世帯等に該当する場合です。		※【多子軽減について】小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については、0円とします。 ※給付単価を上限とします。 ※児童の年齢は年度の初日の前日の満年齢により決定し、年度途中における年齢変更はありません。									

資料5

奈良市子ども・子育て会議について

第10回奈良市子ども・子育て会議資料

平成27年4月30日（木）
奈良市子ども未来部子ども政策課

1. 平成26年度の取り組みについて
2. 平成27年度以降の会議について
3. 今後のスケジュールについて

1. 平成26年度の取り組みについて

1. 事業計画の策定について

(1) 策定に当たって

○「子ども・子育て支援事業計画（事業計画）」とは、各自治体が「子ども・子育て支援法」第61条第1項の規定により策定が義務付けられたもの。計画期間は平成27～31年度の5年間。

○国の基本方針により、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとその確保方策等の必須記載事項が定められている。

○本市の事業計画では、平成26年12月議会で可決された「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」（子ども条例）の理念を踏まえるとともに、「次世代育成支援対策推進法」に基づいて策定した「奈良市次世代育成支援行動計画（後期：平成22～26年度）」を引き継ぐ計画としても位置付けており、国の必須記載事項のみならず、奈良市のこれからの子ども・子育て支援施策を幅広く網羅することで、「子どもにやさしいまち」をめざす。

(2) 策定経過

- 「奈良市子ども・子育て会議」を平成25年5月にスタートして以降、平成27年3月までに9回の全体会議と10回の事業計画策定部会を開催。
- その間、平成25年度には就学前児童、小学校就学児童をもつ家庭を対象に「奈良市子育てに関するニーズ調査」を実施し、その結果を基礎として、各事業の量の見込みや事業計画素案を検討。
- 平成26年11月18日、奈良市子ども・子育て会議から市長に事業計画素案の中間報告をいただき、12月1日～26日にパブリックコメント手続を実施。
- 上記のパブリックコメント手続の結果を踏まえつつ、素案策定作業を進め、3月20日の全体会議において最終取りまとめを行い、同日、奈良市子ども・子育て会議の会長より、市長に最終報告を行った。

(3) 本市の事業計画の概要

○本市の子ども・子育て支援に係る取り組み（116事業）を、「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」の理念を踏まえ、「子ども」「子育て家庭」「地域や社会」の3つの視点により、体系的に整理した。

その中で、就学前の教育・保育に係る量の見込みと確保方策を例に挙げると、その要点は以下のとおり。

○量の見込みについては、少子化の進行に伴い3歳以上の教育・保育施設の児童数は減少していく一方で、3歳未満の保育所等の児童数は今後も増加していくと想定している。（全国的には平成29年度がピークとも言われている）。

○確保方策について、不足する部分は3歳未満の保育ニーズ部分のみである。保育所の新設のみでは将来的な供給過剰につながる恐れがあること、また、必要な年齢区分への即効性が低いことから、小規模保育事業の展開と既存施設を活用した認定こども園への移行等を組み合わせることにより、対応していくものとする。

2. 各種基準の策定について

(1) 概要

○「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴って必要となる各種施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例を新たに制定。

○対象となる項目は、

- ①奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ②奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ③奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

(2) 条例制定に係る経緯

月 日	内 容
4月30日	関係府省令の公布
5月	子ども・子育て会議全体会議、認可・運営基準検討部会で審議
6月	パブリックコメント手続の実施
7月	子ども・子育て会議全体会議、認可・運営基準検討部会で審議
10月1日	市議会（9月定例会）において条例案可決

(3) 本市の独自基準の概要

①奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準

国の基準	内 容
(食事) ・ 規定なし	(食事) ・ 食事の提供に当たっては、 <u>県内で生産された農林水産物及び県内産農林水産物を原料として加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。</u>

②奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

【家庭的保育事業】

国の基準	内 容
(職員) ・ 家庭的保育者は、市長が行う研修を終了した <u>保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者とする。</u>	(職員) ・ 家庭的保育者は、市長が行う研修を終了した <u>保育士</u> とする。 ※「研修」には、市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。

③奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

国の基準	内 容
—	(当該基準個別の独自基準なし)

④上記①～③の基準共通

国の基準	内 容
(規定なし)	・運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとしないようにしなければならない。

3. 新制度における利用者負担額について

(1) 条例制定に係る経緯

【条例】 奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
利用者負担等に関する条例

月 日	内 容
平成26年4月	「奈良市子ども・子育て会議支給認定利用者負担検討部会」の設置
平成26年5月	子ども・子育て会議全体会議及び支給認定・利用者負担検討部会で審議
平成26年7月	支給認定・利用者負担検討部会で審議
平成26年10月	認可・運営基準検討部会で審議
平成26年11月	子ども・子育て会議全体会議で審議
平成26年12月	支給認定・利用者負担検討部会で審議
平成27年1月	子ども・子育て会議全体会議で審議
平成27年3月	市議会において条例案可決

(2) 奈良市の利用者負担の考え方

国の考え方を基本に、以下のとおりとする。

- ①世帯の所得の状況等に応じた応能負担とする。
- ②市町村民税の所得割額を基に階層区分を決定する。
- ③8月までは前年度の市町村民税額、9月以降は当該年度の市町村民税額で算定する。
- ④認定区分ごとに利用者負担額を設定する。
 - ・1号…満3歳以上で教育標準時間認定を受けた子ども（幼稚園・認定こども園）
 - ・2号…満3歳以上で保育認定を受けた子ども（保育所・認定こども園）
 - ・3号…満3歳未満で保育認定を受けた子ども（保育所・認定こども園等）
- ⑤保育標準時間（11時間）と保育短時間（8時間）の区分を設定する。
- ⑥年少扶養控除廃止前の旧税額の適用は廃止する。
- ⑦多子世帯の利用者負担の軽減について実施する。

(3) 奈良市の経過措置について

●市立幼稚園・市立認定こども園の1号認定

- (平成27年度) ・ 現行の幼稚園保育料を基本とする。
- ・ 市立幼稚園の4歳児、市立認定こども園の3歳児については、現行の入園料相当額を月額保育料に上乗せ。
- (平成28年度) ・ 利用者負担額が6,300円を超える部分については2分の1。

●保育所・市立認定こども園の2・3号認定

- (平成27年度) ・ 現行の保育所保育料を基本とする。
- ・ 階層区分の税額を市町村民税額とする。
- ※ 経過期間中であっても、算定基準が所得税から市町村民税額に変わるにより、また、年少扶養控除廃止前の旧税額の適用が廃止となるため、所得階層が変わることがある。

【参考1】教育標準時間認定子ども（1号認定）の利用者負担額

市の階層区分		平成27年度						平成28年度		平成29年度以降
		市立（経過措置1）					私立 （本格実施）	市立 （経過措置2）	私立 （本格実施）	市立・私立 （本格実施）
		在園児			新入園児 （認定こども園3歳児・幼稚園4歳児）			私立認定こども園・新制度に移行する私立幼稚園	私立認定こども園・新制度に移行する私立幼稚園	市立施設及び私立認定こども園・新制度に移行する私立幼稚園
		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降			
A	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B1	市民税非課税世帯（ひとり親等）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B2	市民税非課税世帯	2,800	1,400	0	3,000	1,500	0	2,100	2,100	2,100
C1	所得割額 48,600円未満 （ひとり親等）	6,300	6,300	0	6,500	6,500	0	4,700	4,700	4,700
C2	所得割額 48,600円未満	6,300	6,300	0	6,500	6,500	0	5,200	5,200	5,200
D1-1	所得割額 67,000円未満 （ひとり親等）	6,300	6,300	0	6,500	6,500	0	6,400	6,300	6,400
D1-2	所得割額 67,000円未満	6,300	6,300	0	6,500	6,500	0	6,900	6,600	6,900
D2-1	所得割額 77,100円未満 （ひとり親等）	6,300	6,300	0	6,500	6,500	0	6,900	6,600	6,900
D2-2	所得割額 77,100円未満	6,300	6,300	0	6,500	6,500	0	7,400	6,900	7,400
D3	所得割額 97,000円未満	6,300	6,300	0	6,500	6,500	0	8,700	7,500	8,700
D4	所得割額 133,000円未満	6,300	6,300	0	6,500	6,500	0	10,000	8,200	10,000
D5	所得割額 169,000円未満	6,300	6,300	0	6,500	6,500	0	11,300	8,800	11,300
D6	所得割額 211,200円未満	6,300	6,300	0	6,500	6,500	0	12,600	9,500	12,600
D7	所得割額 301,000円未満	6,300	6,300	0	6,500	6,500	0	14,700	10,500	14,700
D8	所得割額 397,000円未満	6,300	6,300	0	6,500	6,500	0	16,800	11,600	16,800
D9	所得割額 397,000円以上	6,300	6,300	0	6,500	6,500	0	18,900	12,600	18,900
※ひとり親等とは、母子・父子世帯、在宅障害児（者）のいる世帯等に該当する場合です。 ※B階層には、市町村民税所得割非課税世帯を含みます。		※市立幼稚園（4歳児）及び市立認定こども園（3歳児）については、現行の入園料相当額を月額保育料に上乗せしています。 ※【多子軽減（3歳児～小学校3年生）について】 平成26年度市立幼稚園就園奨励費減免制度を準用します。						※【多子軽減について】小学校3年以下の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降は0円とします（ただし小学校就学前の子どもについては、就園又は事業を利用していることが必要です）。		

【参考2】保育認定子ども（2・3号認定）の利用者負担額

市の階層区分		平成27年度						平成28年度以降			
		2号認定（3歳）		2号認定（4歳以上）		3号認定（0～2歳）		2号認定（3歳以上）		3号認定（0～2歳）	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B1	市民税非課税世帯（ひとり親等）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B2	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	2,300	2,300	3,800	3,700
C1	所得割額 48,600円未満 （ひとり親等）	5,000	4,900	5,000	4,900	7,000	6,900	5,000	4,900	7,000	6,900
C2	所得割額 48,600円未満							5,500	5,400	8,000	7,900
D1	所得割額 67,000円未満	8,800	8,700	8,800	8,700	12,100	11,900	9,300	9,100	12,500	12,300
D2	所得割額 77,100円未満	15,500	15,200	15,500	15,200	19,900	19,600	14,500	14,300	20,000	19,700
D3	所得割額 97,000円未満							16,000	15,700	22,000	21,600
D4	所得割額 133,000円未満	17,700	17,400	17,700	17,400	28,700	28,200	18,500	18,200	30,500	30,000
D5	所得割額 169,000円未満	19,900	19,600	19,900	19,600	38,600	37,900	21,000	20,600	39,800	39,100
D6	所得割額 211,200円未満	24,300	23,900	22,100	21,700	47,500	46,700	23,300	22,900	46,800	46,000
D7	所得割額 301,000円未満							24,000	23,600	52,300	51,400
D8	所得割額 397,000円未満	26,500	26,000	24,300	23,900	53,000	52,100	26,000	25,600	58,300	57,300
D9	所得割額 397,000円以上	28,700	28,200	25,400	25,000	58,000	57,000	28,000	27,500	64,800	63,700
※ひとり親等とは、母子・父子世帯、在宅障害児（者）のいる世帯等に該当する場合です。		※【多子軽減について】小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については、0円とします。 ※給付単価を上限とします。 ※児童の年齢は年度の初日の前日の満年齢により決定し、年度途中における年齢変更はありません。									

2. 平成27年度以降の会議について

(1) 奈良市子ども・子育て会議条例では

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、本市の子ども・子育て支援に関する重要事項について調査審議すること。

※参考：子ども・子育て支援法

(市町村等における合議制の機関)

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。

- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。
- IV 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

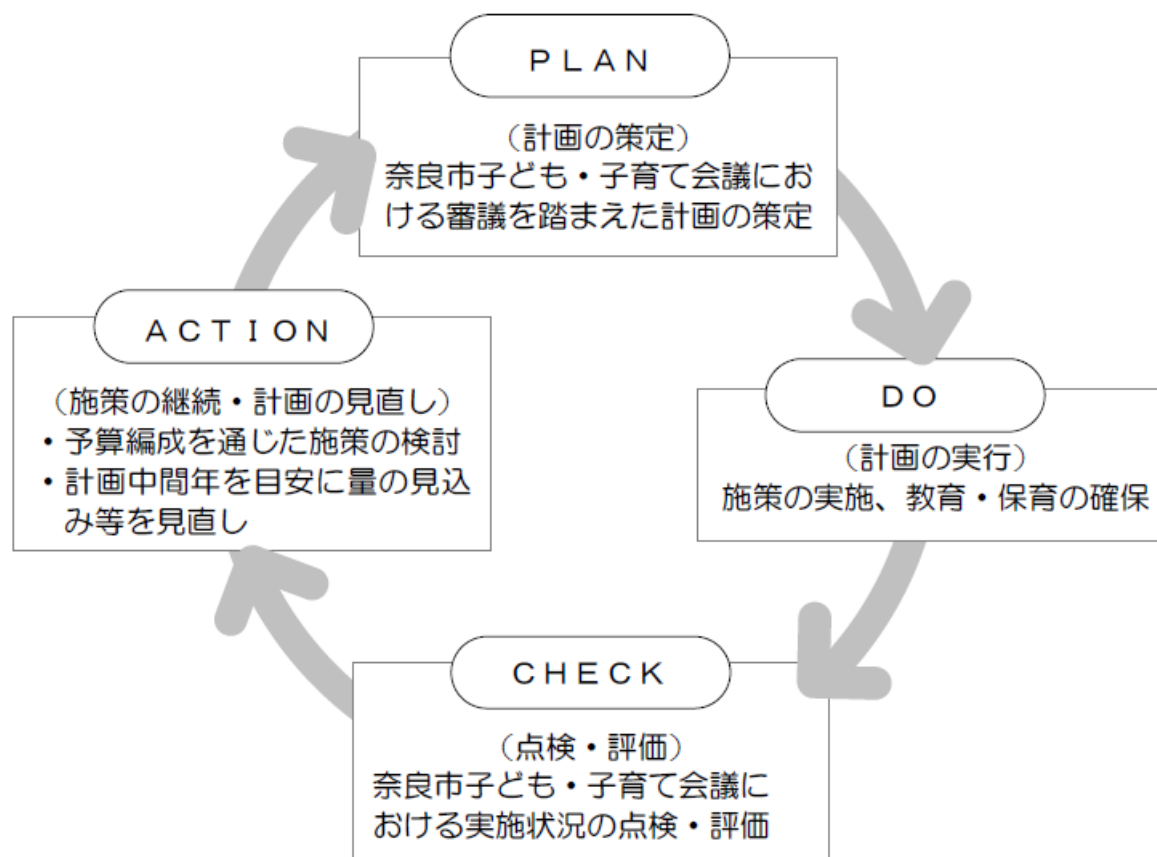
(2) 国の資料では（平成25年1月国資料「地方版子ども・子育て会議について」）

Q. 地方版子ども・子育て会議の役割は何か。

A. （略）市町村計画、都道府県計画を策定する際に審議を行うことは同会議の重要な役割の一つであるが、計画を策定すれば終わりということではなく、子育て支援施策の実施状況を調査審議するなど、継続的に点検・評価・見直しを行っていく（PDCAサイクルを回していく）役割が規定されている。

(3) 奈良市子どもにやさしいまちづくりプランでは

○第6章（89頁）にて計画の進捗管理、PDCAについて記載。



2. 子ども・子育て会議の体制について

(1) 部会の設置について

○平成27年度は「教育・保育部会」と「子ども条例部会」の2つの部会を設置・運営する予定。両部会の委員については、設置要領の規定に基づき、会長より指名。

(2) 教育・保育部会について

○設置自体は平成26年11月6日開催の「第7回全体会議」にて審議済。

○幼保連携型認定こども園等の設置認可や、利用定員の設定に係る意見聴取を主な所掌事務とする。

○その他、本市では「奈良市幼保再編検討委員会（平成26年度をもって廃止）」での審議を通じて策定した「奈良市幼保再編基本計画」「奈良市幼保再編実施計画」に基づいて、本市の就学前の教育・保育施設の運営について、様々な取り組みを進めているところであるが、その取り組みの状況を報告し、量と質を含めたご意見やご提案をいただき、今後の取り組みにつなげたいと考えている。

(3) 子ども条例部会について

○次の議題にて説明

3. 今後のスケジュールについて

1. 平成27年度の予定について

(1) 平成27年度のテーマについて

- 平成26年度までは事業計画や基準条例の策定準備が主な課題となり、「中身」に関する深い議論ができなかった。今後は、その「中身」に入っていく必要がある。
- 平成27年度より、事業計画に基づいて各課が主役となって様々な取り組みを行っていくこととなるが、この「子ども・子育て会議」において、来年度以降に各課の取り組みに対して本格的な評価を実施していただく。
- 今年度は、来年度以降の評価開始に向け、本市における評価方法の検討を行う。具体的には、次回以降の会議にて提案させていただくこととなるが、1年間の中で、「実績と内部評価の会議への報告」「報告に対する評価の実施」「予算編成等を通じた対応策の検討及び会議への報告」のサイクルを回すことを想定している。
- さらに、本市では「子どもにやさしいまちづくり条例」を施行していることから、その側面からの評価も反映する必要がある。

(2) スケジュールについて

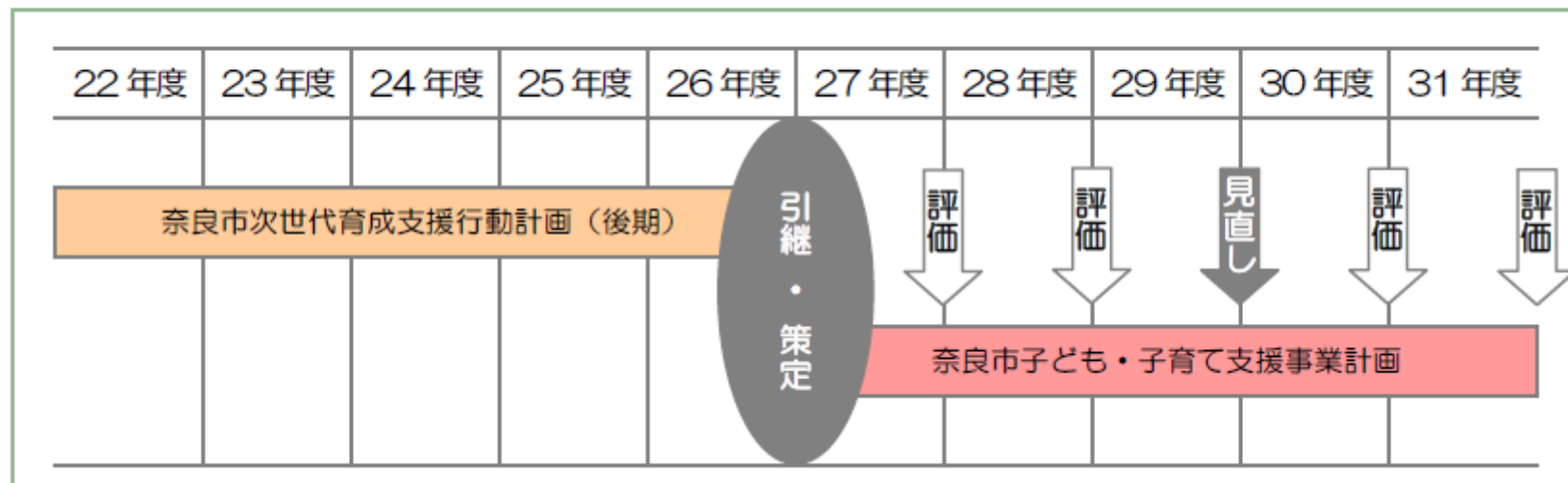
- 別紙スケジュールイメージ参照

2. 平成31年度までの流れについて

○平成28年度以降は

- PDCAサイクルを回すべく、秋までに子ども・子育て会議へ前年度の実績報告を行い評価をいただく。そして予算要求を通じて見直しの検討を行い、年度末の子ども・子育て会議において、対応状況の報告を行うことを予定。
- 事業計画の中間年である平成29年度を目安に、見直しを行うこととする。

【 計画期間 】



【別紙】 平成27年度 奈良市子ども・子育て会議等開催計画

平成27年4月30日現在

	子ども・子育て会議	教育・保育部会	子ども条例部会
4月	【第1回】 ・開催計画 ・子ども条例部会の設置 ・子ども会議について		
5月		＜第1回＞ ・部会長等選任 ・教育・保育の提供体制 ・開催計画	＜第1回＞ ・部会長等選任 ・開催計画 ・会議の運営等
6月			
7月	【第2回】 ・部会の報告・承認 ・計画の進捗の検証方法について	＜第2回＞ ・教育・保育施設等の認可 及び利用定員の設定に係る 意見聴取	
8月			
9月	【第3回】 ・部会の報告・承認 ・計画の進捗の検証方法について		＜第2回＞ ・成果発表会後の対応 ・子ども会議の検証
10月			
11月		＜第3回＞ ・教育・保育施設等の認可 及び利用定員の設定に係る 意見聴取	
12月	【第4回】 ・部会の報告・承認 ・その他		＜第3回＞ ・子ども条例からの検証①
1月			
2月		＜第4回＞ ・教育・保育施設等の認可 及び利用定員の設定に係る 意見聴取 ・平成28年度の提供体制	＜第4回＞ ・子ども条例からの検証②
3月	【第5回】 ・部会の報告・承認 ・計画の進捗の検証		

奈良市子ども・子育て会議 教育・保育部会 設置要領

(設置)

第1条 奈良市子ども・子育て会議条例（平成25年奈良市条例第12号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、奈良市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）に教育・保育部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項について調査審議を行う。

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項
- (2) 幼保連携型認定こども園の設置等の認可、事業の停止又は施設の閉鎖の命令又は設置の認可の取り消しに関する事項
- (3) 前2号のほか、本市の就学前の教育・保育に関し検討を要する事項

(構成)

第3条 部会の委員は、会議に属する委員並びに奈良市職員及び奈良市教育委員会事務局職員のうちから会議の会長が指名する。

(部会長等)

第4条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

- 2 部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集等)

第5条 部会は部会長が招集し、部会長が議長となる。ただし、部会長が互選される前に招集する部会は、会議の会長が招集する。

- 2 部会は、部会委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会の議事に関係のある者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議への報告)

第7条 部会長は、部会の調査審議事項を会議に報告する。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、子ども政策課において処理する。

(廃止)

第9条 会議で部会廃止の決議がなされたときは、部会を廃止するものとする。

(その他)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、部会の運営その他に関し必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 26 年 11 月 6 日から施行する。

奈良市子ども・子育て会議における子ども条例部会の設置について

1 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例の施行について

奈良市では、奈良市の子どもたちが今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していけるようにし、また、子ども参加によって大人とともにまちづくりを進めることを目的として、奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（以下「条例」という。）を平成 27 年 4 月 1 日から施行しています。

2 子ども条例部会の設置について

条例第 19 条第 3 項の規定に基づき、奈良市子ども・子育て会議においてこの条例の取組状況について検証を行う必要があります。そして、この検証を集中的かつ効率的に行うために別添の設置要領のとおり子ども条例部会（以下「部会」という。）を設置することとします。

また、この部会において、条例第 12 条に規定されている子ども会議の運営やその検証についても審議することとします。

（部会の所掌事項）

- （1）奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（平成 26 年奈良市条例第 51 号。以下「子ども条例」という。）の規定に基づく事業等の実施状況の検証に関する事項
- （2）子ども条例第 12 条に規定する子ども会議の運営に関する事項
- （3）前 2 号のほか、子ども条例に基づく施策の推進に関し必要な事項

奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（一部抜粋）

第 12 条 市は、子どもにやさしいまちづくりや子どもに関する施策について、子どもが意見表明をし、参加する場として奈良市子ども会議（以下「子ども会議」という。）を置くものとする。

2 子ども会議は、これに参加する子どもの自主的及び自発的な取組により運営されるものとする。この場合において、子ども会議は、その運営のために市に必要な支援を求めることができるものとする。

3 子ども会議は、これに参加する子どもの意見をまとめ、市長に提出することができるものとする。

（計画及び検証）

第 19 条 市は、この条例に基づく子どもに関する施策及び子どもの未来に影響を及ぼす施策について、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）において定めるものとする。

2 市は、計画を策定したときは、これを公表するものとする。

3 この条例の運用状況及びこの条例の規定に基づく事業等の実施状況について、奈良市子ども・子育て会議条例（平成 25 年奈良市条例第 12 号）第 1 条に規定する奈良市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）において定期的に検証するものとする。

4 会議は、前項の規定による検証の結果を市長に報告し、これを公表するものとする。

3 委員の指名と今後のスケジュールについて

子ども条例部会の委員については、別添の設置要領第3条の規定に基づき、会長が指名することとし、今後のスケジュールにつきましては、別添年間スケジュールのとおり4回程度の開催を予定しています。

奈良市子ども・子育て会議 子ども条例部会 設置要領（案）

（設置）

第1条 奈良市子ども・子育て会議条例（平成25年奈良市条例第12号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、奈良市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）に子ども条例部会（以下「部会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 部会は、次に掲げる事項について調査審議を行う。

- （1） 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（平成26年奈良市条例第51号。以下「子ども条例」という。）の規定に基づく事業等の実施状況の検証に関する事項
- （2） 子ども条例第12条に規定する子ども会議の運営に関する事項
- （3） 前2号のほか、子ども条例に基づく施策の推進に関し必要な事項

（構成）

第3条 部会の委員は、会議に属する委員並びに奈良市職員及び奈良市教育委員会事務局職員のうちから会議の会長が指名する。

（部会長等）

第4条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

- 2 部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

（招集等）

第5条 部会は部会長が招集し、部会長が議長となる。ただし、部会長が互選される前に招集する部会は、会議の会長が招集する。

- 2 部会は、部会委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（意見の聴取）

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会の議事に関係のある者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（会議への報告）

第7条 部会長は、部会における調査審議の経過及び結果を会議に報告する。

（庶務）

第8条 部会の庶務は、子ども政策課において処理する。

（廃止）

第9条 会議で部会廃止の決議がなされたときは、部会を廃止するものとする。

(その他)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要項は、平成 27 年 4 月 日 から施行する。

奈良市子ども会議実施要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（平成26年奈良市条例第51号。以下「条例」という。）第12条に規定する奈良市子ども会議（以下「子ども会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（意見等を求める事項）

第2条 子ども会議において意見等を求める事項は、次のとおりとする。

- （1）子どもにやさしいまちづくりや子どもに関する施策に関すること。
- （2）その他必要と認める事項

（参加者）

第3条 市長は、条例第3条第2号に規定する子どもであって、原則として11歳から18歳未満であるもののうちから、子ども会議への参加を求めるものとする。

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して子ども会議への参加を求めるものとする。

（運営）

第4条 子ども会議の運営に関する事項は、条例第12条第2項に基づき子ども会議において決定する。

（支援）

第5条 条例第12条第2項後段の規定による市の支援は、次に掲げるものとする。

- （1）子ども会議の開催及び運営等に必要な情報の提供及び経費の補助
- （2）子ども会議への子どもの参加及びその会議の円滑な促進
- （3）その他子ども会議の運営のために必要と認める事項

（市長への意見の提出）

第6条 市は、子ども会議が条例第12条第3項に基づきこれに参加する子どもの意見をまとめ市長に提出する場合、必要な支援を行うものとする。

（庶務）

第7条 子ども会議の庶務は、子ども未来部子ども政策課において処理する。

（施行の細目）

第8条 この要綱に定めるもののほか、子ども会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

子ども会議（案）について

（１）趣 旨

奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第１２条に基づき子どもが意見表明をし、参加する場として奈良市子ども会議を設置し、開催する。

（２）開催時期及び回数

子どもが集まりやすい夏休みの期間を中心に、６回程度開催する。

（３）参加者

奈良市内に在住又は在学する小学５年生から１７歳の子ども３０名程度を募集する。

◎ 募集方法

- ① しみんだより、ホームページ掲載
- ② 平成２４・２５年度子どもワークショップ参加者への案内
- ③ 学校を通じて児童・生徒に周知 等

（４）ファシリテーター

子どもたちの意見を引き出し、話し合いが円滑に進むように調整し合意形成や相互理解に向けて深い議論がなされるように専門のファシリテーターを配置する。

（５）サポーター

奈良市内に在住又は在学している大学生等を１０名程度募集する。

◎ 募集方法

- ① 平成２４・２５年度子どもワークショップサポーターへの案内
- ② 市内の大学等を通じて周知
- ③ 学校を通じて奈良市スクールサポーターに周知 等

（６）内 容

子ども会議は、これに参加する子どもの自主的及び自発的な取組により運営されるものとするため、子どもたちが話し合ってテーマを設定し、意見を出し合い、それをまとめるという内容とする。

（７）意見の発表

子ども会議でまとめた意見を市長等が出席のもと発表する機会を設ける。

（８）その他

- ・ 子ども参加者にジュースと菓子を用意する。
- ・ 子ども参加者に、参加１回につき５００円の図書カードを配布する。なお、子ども参加者の参加に係る経費（交通費等）は自己負担とする。
- ・ 原則的に公開で実施するものとし、参加者の募集段階からその旨を示し、参加者と保護者から公開の承諾書を提出してもらう。

奈良市子どもにやさしいまちづくり条例の構成



第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 基本理念
- 第3条 定義



第2章 子どもの大切な権利

- 第4条 子どもにとって大切な権利の保障と他者の権利の尊重

子どもにやさしい
まちづくりの実現

第3章 大人等の役割

- 第5条 共通の役割
- 第6条 市の役割
- 第7条 保護者の役割
- 第8条 地域住民の役割
- 第9条 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者の役割
- 第10条 事業者の役割

役割の遂行

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

- 第11条 子どもの意見表明及び参加の促進
- 第12条 子ども会議
- 第13条 子育て家庭への支援
- 第14条 困難を有する子どもとその家庭に対する支援
- 第15条 子どもへの虐待等に対する取組
- 第16条 有害・危険な環境からの保護
- 第17条 子どもの居場所・遊び場づくり
- 第18条 相談体制

子どもに関する施策の計画と検証等

第5章 施策の推進

- 第19条 計画及び検証
- 第20条 体制整備
- 第21条 広報及び啓発



条例の全文については奈良市公式ホームページに掲載しています。

奈良市子どもにやさしいまちづくり条例
(概要版)

発行／奈良市子ども未来部子ども政策課
〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1-1 TEL:0742-34-4792
E-mail:kodomoseisaku@city.nara.lg.jp



奈良市 子どもにやさしいまちづくり条例

(平成27年4月施行)

概要版

～前文～

奈良市は、悠久の歴史の中で、美しい自然や古くから受け継がれる多くの文化を守り伝えてきたまちです。

私たちは、このまちがそうした美しい自然や文化を大切にするとともに、奈良市の未来をひらく子どもたちが、今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していけるような、子どもにやさしいまちであってほしいと願っています。

そうした子どもにやさしいまちは、子どもだけにやさしいまちではなく、奈良市に住み、訪れる全ての人のためにやさしいまちへとつながっていきます。

子どもは、生まれながらにして、成長していく力とともに、周囲に対して自ら働きかけようとする力を持っています。そして、子どもには、人と人をつなぐ力や、まちを明るくする力があります。そうした力を発揮するには、子どもが安心して暮らせる環境が大切です。奈良市は、この条例を作る上で、子どもの声を聴くための様々な取組を行いました。その中で、「気持ちや意見を聴いてほしい」、「意見を言う場がほしい」、「大人と一緒に奈良をよくしたい」といった多くの声がありました。私たちはそのような子どもの意見表明や参加がまちづくりにとって大切なものであるとともに、子どもが地域への愛着を育み、将来のこのまちを担う大人へと成長していく上でも必要なことだと考えます。

私たちは、日本国憲法と児童の権利に関する条約の理念に基づき、一人一人の子どもにとって何が最善かを常に考え、子どもが一人の市民として尊重され、大人と子どもがパートナーとして、子どもにやさしいまちづくりを進めていくことを目指して、ここに、この条例を定めます。



奈良市子育て応援キャラクター
ももいろくじーか

奈良市



奈良市子どもにやさしいまちづくり条例の概要



奈良市では、全ての子どもが、今を幸せに生き、夢と希望を持って成長していけるようにとの願いを込め、この度、「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」(子ども条例)を制定しました。

子ども条例の目的

- この条例は、奈良市が子どもにやさしいまちづくりを進める上で、その基本となる理念及び具体化の方向について定めることにより、奈良市の子どもたちが今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していけるようにし、及び子ども参加によって大人とともにまちづくりを進めることを目的とする。

この条例では、子どもにやさしいまちづくりを進めていくための基本となる理念や、子どもにやさしいまちづくりを具体的に展開するための方向について定めています。



子ども条例の基本理念

- 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもが権利の主体として尊重されることを全ての取組の基礎とすること。
- 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもの成長及び発達に応じ、その思いや意見に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮すること。
- 子どもにやさしいまちづくりを進めることは、子どもだけでなく、奈良市に住み、又は訪れる全ての人にとってやさしいまちづくりにつながるという理念を取組の基礎とすること。

子ども条例の基本理念として、子どもが権利の主体として尊重されることが全ての取組の基礎になること。子どもにとっての最善の利益を考えること。子どもにやさしいまちづくりを進めることは、奈良市に住み、訪れる全ての人にとってやさしいまちづくりにつながるという考え方を表しています。



定義

この条例でいう「子ども」とは、「18歳未満の者」を対象としています。ここでいう「18歳未満の者」とは、奈良市民だけではなく、奈良市を訪れた人であっても、市内にいる限りは子どもとして広く対象としています。

子どもにとって大切な権利の保障と他者の権利の尊重

- 子どもは、この条例の基本理念のっとり、子どもにとって大切な権利の保障を求めることができる。
- 子どもは、自分にとって大切な権利の保障を求めることができることと同様に他者の権利を尊重するよう努めるものとする。

この条例の基本理念に基づき、子どもにとって大切な権利が保障されるよう、子どもたちが求めることができることを表しています。また、自分自身の権利の保障を求めるだけではなく、他者の権利も自分自身の権利と同様に尊重されるよう、子どもたちが努めるものとするを表しています。

大人たちの役割

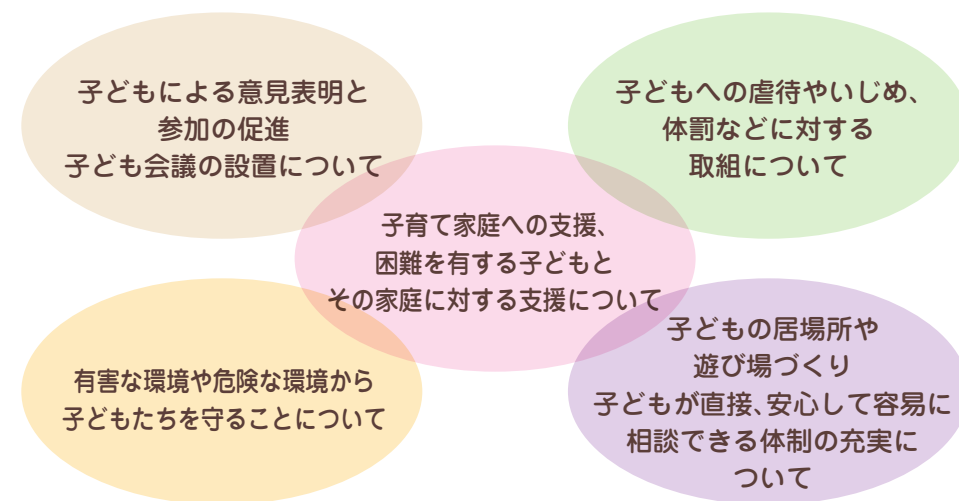
ここでは、子どもにやさしいまちづくりを行う上での大人たちの役割を定めています。



市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者が連携・協働し、子どもにやさしいまちづくりを進める

子どもにやさしいまちづくりの推進

ここでは、子どもにやさしいまちづくりの推進について、具体的な取組を掲げています。



ここでは、市が行う施策として、計画の策定、定期的な検証、必要な体制整備、広報活動、啓発活動の実施について掲げています。



奈良市子どもにやさしいまちづくり条例の構成



第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 基本理念
- 第3条 定義



第2章 子どもの大切な権利

- 第4条 子どもにとって大切な権利の保障と他者の権利の尊重

子どもにやさしい
まちづくりの実現

第3章 大人等の役割

- 第5条 共通の役割
- 第6条 市の役割
- 第7条 保護者の役割
- 第8条 地域住民の役割
- 第9条 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者の役割
- 第10条 事業者の役割

役割の遂行

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

- 第11条 子どもの意見表明と参加の促進
- 第12条 子ども会議
- 第13条 子育て家庭への支援
- 第14条 困難を有する子どもとその家庭に対する支援
- 第15条 子どもへの虐待等に対する取組
- 第16条 有害・危険な環境からの保護
- 第17条 子どもの居場所・遊び場づくり
- 第18条 相談体制

子どもに関する施策の計画と検証等

第5章 施策の推進

- 第19条 計画と検証
- 第20条 体制整備
- 第21条 広報と啓発



条例の全文については奈良市公式ホームページに掲載しています。

奈良市子どもにやさしいまちづくり条例
(概要版・子ども用)

発行／平成27年3月
発行者／奈良市子ども未来部子ども政策課
〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1-1 TEL:0742-34-4792
E-mail: kodomoseisaku@city.nara.lg.jp



奈良市 子ども用

子どもにやさしいまちづくり条例

(平成27年4月施行)

概要版

奈良市の子どもたちが今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していけるようにし、子ども参加によって大人とともにまちづくりを進めます



奈良市子育て応援キャラクター
ももいろいろじーカ

奈良市



奈良市は「子どもにやさしいまちづくり条例」をつくりました。



- 子どもの権利が大切にされることを全ての取組の基本とします。
- 大人たちは、子どもの成長に応じて、その思いや意見を聴き、子どもにとって最もよいことを第一に考えます。
- 子どもにやさしいまちづくりを進めることは、子どもだけでなく奈良市を訪れる全ての人のためによりやさしいまちづくりにつながるということを取組の基本とします。

子どもたちは、自分の権利を大切にされるのと同じように、他の人の権利も大切にしましょう。

みんなで子どもたちを支えるために、大人たちの役割を決めました。

奈良市

- ★子どもたちが元気に育つための、様々な取組や支援を行います。

地域住民

- ★子どもたちが元気に育つよう、子育て支援に努めます。
- ★安全で安心できる地域づくりに努めます。
- ★子どもが大人たちや子ども同士での交流をしたり、様々な体験をしたりすることができる機会づくりに努めます。



会社など

- ★仕事と子育てが無理なくできる職場環境づくりに努めます。
- ★子育てのための地域の取組に協力するよう努めます。

保護者

- ★子どもの成長に最も大切な責任をもち、子どもが健やかに育つよう努めます。

施設(学校など)

- ★子どもが、健やかに成長し、生きる力を身に付けるための支援に努めます。
- ★子どもにとって、安全で安心して育ち、学ぶことのできる場所になるように努めます。
- ★虐待やいじめ、体罰などの未然防止、早期発見、解決に努めます。

この条例では17歳までを「子ども」としています。



条例って何？

条例とは、地方公共団体(市や町など)が、国の法律のもと、独自に決めたルールです。市や町などの議会によって決定されます。

子どもにやさしいまちづくりを実現するために、こんなことに取り組みます。



子どもだって意見が言いたい！

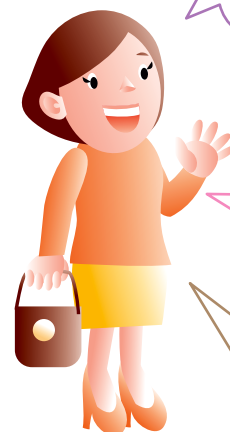
子どもが意見できる場所づくり
子ども会議の設置

もっと遊び場が欲しい。
親や学校に相談できないことがある。

子どもの居場所や遊び場づくり
子どもが直接、安心して容易に相談できる体制づくり

私たちだけで子育てができるか不安、、

子育て家庭への支援



子どもがいじめを受けていないか心配、、

子どもへの虐待やいじめ、体罰などをなくすための取組

子どもたちだけで危ない場所に行っていないかな、、

危険な環境からの保護



大人たちがみんなで協力し、子どもの成長を応援します！